

鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律

(平成一六年六月九日法律第九四号)

一、提案理由(平成一六年三月三日・参議院経済産業委員会)

国務大臣(中川昭一君)

……………(略)……………

最後に、鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

坑内掘り石炭鉱山の大幅な減少や保安水準の向上により、近年、災害の発生件数や災害の原因に大きな変化が見られます。これらの状況変化を踏まえ、鉱山保安法について、国の関与の在り方を見直し、民間の自主性を生かした保安確保への取組を可能とするため、規制の合理化を行うとともに、地域の現場における鉱山保安行政とその他の産業保安行政とを一体的に実施するため、鉱山保安監督部を産業保安監督部に改組すること等を行うことを目的として本法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、鉱山保安法の改正でございます。機械器具等の経済産業大臣による検定や鉱山特有の国家試験制度を廃止するとともに、鉱山において使用する施設に係る認可制を届出制に変更する等、一律・事前の規制について大幅な整理合理化を行います。また、鉱山の現場に応じた、適切な保安を確保させるため、鉱山の現況を最も熟知している鉱業権者に対し、保安上の危険の把握とこれに対する対策の実施と見直しを義務付けるとともに、鉱山労働者に対し、保安活動への参画を積極的に促すための制度を導入するものでございます。

第二に、経済産業省設置法の改正でございます。鉱山保安法の改正により、鉱山保安に係る規制が他の産業保安規制と同様の事後規制を主体とする体系となることに伴い、鉱山保安監督部を産業保安監督部に改組し、所掌事務を変更するものでございます。

以上が、これら法律案の提案理由及びその趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同いただきますよう、心よりお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

二、参議院経済産業委員長報告(平成一六年四月二日)

谷川秀善君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案は、民間の自主性を生かした保安確保への取組を可能とするため、機械器具の国による検定を廃止するなど、規制を大幅に簡素合理化するとともに、鉱山保安監督部を産業保安監督部に改組する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、新JISマークに対する消費

者の信頼性確保の必要性、産業技術総合研究所を非公務員型とする理由、小規模鉱山の自主保安の確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して緒方委員より、独立行政法人産業技術総合研究所法改正案及び鉱山保安法及び経済産業省設置法改正案に反対する旨の意見が述べられました。

……………（略）……………

次に、鉱山保安法及び経済産業省設置法改正案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年四月一日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 自主保安の原則の明確化、適正な官民の役割分担等を基本とする新制度の導入に当たっては、事業者等に対する制度趣旨の周知徹底を図るとともに、監督部局における監督等の専門性の確保、類似の行政手法を採用している国、地域との情報交換、鉱山保安に関する知見の蓄積と事業者等との情報共有化による知見・ノウハウの有効活用に向けた体制整備に関し十全の取組を行うこと。
- 二 小規模鉱山に対しては、新制度の円滑な導入が図られるよう、自主保安の確保に向けた体制整備についてその実状を踏まえた十分な支援措置を講ずること。
- 三 鉱山保安行政とその他の産業保安行政の一体的実施のための行政組織の見直しに関しては、行政の効率化の観点からその業務体制等について不断の見直しを行うこと。
- 四 鉱山から遠隔地にある附属製錬場及び休廃止鉱山の鉱害防止については、国と地方公共団体とが十分に協議をすること。特にこれら施設の廃棄物たい積場及び廃水処理に伴って発生する中和沈殿物の埋立場等については、地域住民への影響を十分配慮すること。
- 五 我が国のエネルギーセキュリティ確保や国際貢献の観点から、海外炭開発に対する支援、石炭採掘や鉱山保安などに係る技術移転等について、その取組の一層の推進を図ること。

右決議する。

三、衆議院経済産業委員長報告（平成一六年六月三日）

根本匠君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案につきましては、機械器具等に係る国の検定等の一律・事前規制を簡素合理化するとともに、鉱山保安監督

部を産業保安監督部に改組する等の措置を講ずるものであります。

本委員会においては、去る五月二十六日三法律案に関し中川経済産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、同月二十八日質疑を終了いたしました。質疑終局後、討論を行い、工業標準化法の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもって、独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案及び鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案につきましては、それぞれ採決を行った結果、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年五月二八日）

政府は、民間の自主性を活かした新たな鉱山保安への取組みによって更なる保安水準の向上を図るとともに、より効率的な産業保安行政を推進するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 新たな鉱山保安制度の導入に際し、制度の内容や法の運用方針を鉱業権者等に明確に示し、鉱山の現場において適正な安全管理が実施されるよう万全を期すとともに、中小零細規模の鉱山の事情等に配慮した運用に努めること。
- 二 鉱山において鉱業権者と鉱山労働者が一体となった安全確保のための取組みが継続的に行われ、これらの活動を通じて蓄積された技術や知見の活用によって、より高い次元での鉱山保安体制が確保されるよう、海外の先進的な事例も参考にしつつ、必要な監督・指導及び啓発に努めること。
- 三 本改正により地域における産業保安行政全般が産業保安監督部において行われることとなるのを契機として、地方自治体と更に連携して産業保安行政の実効性を高めるよう努めること。また、産業保安監督部については効率的な組織となるよう努めること。
- 四 鉱害防止対策について、地方公共団体と十分連携を図るとともに、鉱害防止義務者に対して適切な指導監督を行うこと。